

○総合地球環境学研究所研究プロジェクト実施細則

平成22年12月20日 制定

平成26年 3月14日 一部改正

平成26年10月 3日 一部改正

(趣旨) (趣旨)

第1条 この細則は、総合地球環境学研究所研究プロジェクト規則第10条の規定に基づき、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）における研究プロジェクトの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、「個別連携プロジェクト」とは、次条の手順を経て実施される研究プロジェクトをいう。

2 この細則において、「未来設計プロジェクト」とは、第4条の手順を経て実施される研究プロジェクトをいう。

3 この細則において、「機関連携プロジェクト」とは、第5条の手順を経て実施される研究プロジェクトをいう。

4 この細則において、「個別連携F S」とは、公募により採択したI Sから移行したF Sで、次条に定める手順を経て本研究（以下「F R」という。）に移行することを目指して実施するF Sをいう。

5 この細則において、「未来設計F S」とは、基幹研究ハブ部門（以下「ハブ部門」という。）が第4条に定める手順を経てF Rに移行することを目指して実施するF Sをいう。

6 この細則において、「機関連携F S」とは、連携協定を締結している大学・研究機関を対象として募集したF Sで、第5条に定める手順を経てF Rに移行することを目指して実施するF Sをいう。

7 研究プロジェクトが終了した後、当該研究をコンプリートドリサーチ（C R）と呼ぶ。

(個別連携プロジェクトの立ち上げ)

第3条 I Sは、研究所内外への公募を行い、その採択については、所定の形式による書面審査及び公開ヒアリングを実施のうえ、研究プロジェクト所内審査委員会（以下「P R T」という。）での審査を経て連絡調整会議で決定する。

2 I Sの公募手続き等は、連絡調整会議の議を経て所長が決定する。

3 I Sの実施期間は、6ヶ月ないし1年とする。I Sには所内インキュベーターを定め、I S提案者は所内インキュベーターとの密な協議を通じてプロジェクト設計を進めるものとする。

4 I Sから個別連携F Sへの移行は、公開ヒアリングを実施のうえ、P R Tの審査を経て連絡調整会議で決定する。

5 連絡調整会議は、特例として研究推進戦略センターの推薦を受けた研究課題を、公開ヒアリングを実施のうえ、P R Tの審査を経て、個別連携F Sとして採択できる。

6 個別連携F Sの実施期間は、原則として6ヶ月ないし1年とする。

7 個別連携F Sから個別連携プロジェクトへの移行は、研究プロジェクト評価委員会（以下「P E C」という。）での評価に基づき、連絡調整会議での審議を経て運営会議で決定する。

8 P E Cに付議する個別連携F Sは、公開ヒアリングを実施のうえ、P R Tの審査を経て、連絡調整会議が決定する。

9 前項の手続きにおいて、P E Cに付議されなかった個別連携F Sは、P R Tの審査を経て、次年度も個別連携F Sとして継続することができる。

10 第7項の手続きにおいて、個別連携プロジェクトへの移行が認められたにもかかわらず次年度当初に開始することができない場合、個別連携プロジェクト開始までは個別連携F Sとして継続するものとする。

11 第7項の手続きにおいて、個別連携プロジェクトへの移行が認められなかった個別連携F Sは、F S責任者の希望があれば、次年度に限り個別連携F Sとして継続することができる。

12 個別連携P R期間は、P R T及び連絡調整会議の議を経て決定する。

13 I S、個別連携F S、個別連携プロジェクトの研究費配分については、連絡調整会議で審議決定する。

(未来設計プロジェクトの立ち上げ)

第4条 連絡調整会議は、ハブ部門が提案した研究課題を、公開ヒアリングを実施のうえ、PRT及び連絡調整会議の審査を経て、未来設計FSとして採択する。

2 未来設計FSの実施期間は、原則として6ヶ月ないし1年とし、FS責任者はハブ部門との密接な連携のもとにプロジェクト設計を進めるものとする。

3 未来設計FSから未来設計プロジェクトへの移行は、PECでの評価に基づき、連絡調整会議での審議を経て運営会議で決定する。

4 PECに付議する未来設計FSは、公開ヒアリングを実施のうえ、PRTの審査を経て、連絡調整会議が決定する。

5 前項の手続きにおいてPECに付議されなかった未来設計FSは、PRTの審査を経て、次年度も未来設計FSとして継続することができる。

6 第3項の手続きにおいて、未来設計プロジェクトへの移行が認められたにもかかわらず次年度当初に開始することができない場合、未来設計プロジェクトの開始までは未来設計FSとして継続するものとする。

7 第3項の手続きにおいて、未来設計プロジェクトへの移行が認められなかった未来設計FSは、FS責任者の希望があれば、次年度に限り未来設計FSとして継続することができる。

8 未来設計PRは、プロジェクトリーダーの申請に基づき、連絡調整会議の決定により省略または期間を短縮することができる。

9 未来設計FS及び未来設計プロジェクトの研究費配分については、連絡調整会議で審議決定する。

(機関連携プロジェクトの立ち上げ)

第5条 連携協定を締結している、または締結を予定している大学・研究機関は、研究所との密な協議を通じてプロジェクトのシーズを発掘し、機関連携FS候補課題を設計する。連絡調整会議は、応募のあったFS候補課題を、公開ヒアリングを実施のうえ、PRT及びPECの審査を経て、機関連携FSとして採択する。

2 機関連携FSの実施期間は、原則として1年とする。機関連携FSの申請に際しては所内対応者を定め、連携機関およびFS責任者は所内対応者を通じて研究所との密な連携のもとにプロジェクトの設計を進めるものとする。

3 機関連携FSから機関連携プロジェクトへの移行は、PECでの評価に基づき、連絡調整会議での審議を経て運営会議で決定する。

4 PECに付議する機関連携FSは、公開ヒアリングを実施のうえ、PRTの審査を経て連絡調整会議が決定する。

5 前項の手続きにおいてPECに付議されなかった機関連携FSは、PRTの審査を経て、次年度も機関連携FSとして継続することができる。

6 第3項の手続きにおいて、機関連携プロジェクトへの移行が認められたにもかかわらず次年度当初に開始することができない場合、機関連携プロジェクトの開始までは機関連携FSとして継続するものとする。

7 第3項の手続きにおいて、機関連携プロジェクトへの移行が認められなかった機関連携FSは、FS責任者の希望があれば、次年度に限り機関連携FSとして継続することができる。

8 機関連携PRは、プロジェクトリーダーの申請に基づき、連絡調整会議の決定により省略または期間を短縮することができる。

9 機関連携FS及び機関連携プロジェクトの研究費配分については、連絡調整会議で審議決定する。

(IS、FS及びPR種別間の移行)

第6条 プロジェクト形成の過程で、PRT及び連絡調整会議による承認のもとに、ISから未来設計FSあるいは機関連携FSへの移行審査を受けることができる。

全てのFSは終了時に、PRT及び連絡調整会議による承認のもとに、異なる種別のFR候補としてPECによる移行審査を受けることができる。

機関連携FSの公募に際し、他の種別のFS責任者による重複申請を認めない。

2 個別連携PRは、機関連携プロジェクトに移行することが効果的であると判断される場合には、機関連携プロジェクト候補としてPRTの審査を受けることができる。なお、全ての個別連携PRはこの審査を受ける権利を有し、審査を希望する場合にはプロジェクトリーダーが連携機関の機関長との連名で申請するものとする。

(研究プロジェクトメンバー)

第7条 研究プロジェクトメンバー（以下「メンバー」という。）はリーダーが選任し、次の資格を満たすものとする。

- 一 大学その他の研究機関に所属する研究者
 - 二 大学院生
 - 三 その他、プログラム主幹が上記と同等の研究推進能力を有すると認めた者
- 2 所長は、原則として、前項により選任されたメンバーについて、人間文化研究機構共同研究員規程に基づく共同研究員の委嘱を行う。

（コアメンバー）

第8条 研究プロジェクトのコアメンバーは、次の資格を満たすものとする。

- 一 所内の常勤研究教育職員、非常勤研究員、外国人研究員、国内客員教授、国内客員准教授
- 二 所外の大学その他の研究機関に所属する研究者
- 三 その他所長が特にプロジェクト実施に必要と認めた者

（研究プロジェクトの評価等）

第9条 研究プロジェクトは次項から第5項に定める時期にPECにおいて評価等を受けるものとする。

- 2 PRは、実施年度に開催されるPECに報告を行い、コメントを受ける。
- 3 FR（3年のプロジェクト期間とされたものを除く。）は、実施2年目の年度に開催されるPECに中間報告を行い、評価を受ける。
- 4 FRは、終了1年前の年度に開催されるPECに終了1年前報告を行い、評価を受ける。
- 5 FRは、終了年度に開催されるPECに最終報告を行い、評価を受ける。
- 6 PECの評価結果は、印刷物、電子データ及びホームページなどの媒体により広く公表する。

（CRの評価）

第10条 CRは、FR終了後2年目の年度に、PRTによる研究所としての事後評価を受けることとする。

附 則

この細則は、平成22年12月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年10月3日から施行する。